

非課税の対象となる償却資産について

地方税法に規定する一定の要件に該当する償却資産について、固定資産税が非課税になります。該当する資産をお持ちの場合は、償却資産申告書提出時に「償却資産非課税適用(取消)申告書」及び「非課税適用が確認できる資料」を添えて提出してください。

【非課税の対象となる償却資産（抜粋）】

非課税対象資産	地方税法 第348条	地方税法 施行令	市税条例 第53条	関係法令
・学校法人等が設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産 ・公益財団法人等が設置する図書館及び博物館において直接そのように供する固定資産	第2項 第9号	-	第2項 第11号	・私立学校法第64条第4項 ・学校教育法第1条及び第124条 ・博物館法第2条第1項
・社会福祉法人が保護施設の用に供する固定資産	第2項 第10号	第49条 の11	第2項 第12号	・生活保護法第38条第1項
・社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産	第2項 第10号の2	-	第2項 第12号の2	・児童福祉法第6条の3第10項
・社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産	第2項 第10号の3	第49条 の12	第2項 第12号の3	・児童福祉法第7条第1項
・学校法人等が認定こども園の用に供する固定資産	第2項 第10号の4	-	第2項 第12号の4	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
・社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産	第2項 第10号の5	第49条 の13	第2項 第12号の5	・老人福祉法第5条の3
・社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産	第2項 第10号の6	-	第2項 第12号の6	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項
・社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産	第2項 第10号の7	第49条 の15	第2項 第12号の7	・社会福祉法第2条第1項
・包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産	第2項 第10号の9	-	第2項 第12号の9	・介護保険法第115条の47第1項

(注) 適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が規定されていますので、対象資産の全てが非課税となるわけではありません。